

# 高齢者外出支援事業

H26.3

<p>目 的</p>	<p>一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対して、住み慣れた地域で引続き生活していくことを支援し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。</p>
<p>対 象 者</p>	<p>次のいずれにも該当するもの。          1 65 歳以上の者          又は 65 歳未満の者で、要支援・要介護認定を受けている者          2 嘉手納町の住民基本台帳に登録されている者          3 市町村県民税が非課税の世帯に属する者          4 寝たきり度が A、B、C と診断された者          又は 認知症度が II a、II b、III a、III b、IV、M と診断された者          5 介護者の介助がなければ、一般の交通機関を利用することが困難な者  <b>※本人が自身でバスやタクシーに乗ることができる方は対象者でない</b></p>
<p>事業内容</p>	<p>利用者の居宅から次に掲げる目的地までの送迎と、乗降時の補助を行う。          1 通院加療又は検査目的の医療機関（※近隣市町村まで）          2 町内の公共施設  <b>※買い物などその他の目的での利用はできない。</b></p>
<p>利用回数</p>	<p>1 週間あたりおおむね 1 回</p>
<p>必要書類</p>	<p>1 申請書(様式第 1 号)      2 診断書(様式第 2 号)          3 確約書(様式第 3 号)      4 住民票謄本          5 課税・非課税であることがわかる証明書(所得証明書)</p>
<p>現況手続時期</p>	<p>毎年 6 月に現況届提出</p>
<p>個 人 負 担 額</p>	<p>送迎にかかった費用(介助料も含む)の 1 割の額  <b>※移送用車両の駐車料金等は、利用者の全額自己負担です。</b></p>
<p>備 考</p>	<p>※ 事業の利用中又は利用後に生じた、実施機関の責めに帰さない利用者の症状の急変等については、利用者が一切の責任を負うものとする。 利用者の同乗者においても同様とする。</p>